

発行所〓社会通信社 発行人〓滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299―5367

郵便振替〓〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金〓中央労金本店No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

「搾取」って何だろう？

森 勉 …… 2

国労上野反合研『資本論入門』学習会

統一と団結を守り、社会主義政党として
存続するために――私の意見――

山下 俊幸 …… 3

◇資料◇

本部分針「中期政策の補強討議案」の撤回と

…… 4

下部討議の即時中止を求める意見書

「働き方」改悪は貧困を拡大

…… 7

――現代「日本における労働者階級の状態」(六)――

原点にもどり社保改悪の反対運動を

宮本 嘉峰 …… 11

――ベーシックインカムは貧困を拡大――

読者からのおたより

…… 14

刊旬 社会通信

NO.1250

二〇一七年十月一五日号

二〇一七年十月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

「搾取」って何だろう？

国労上野反合研 『資本論入門』学習会

搾取 労働運動等の分野で最近ほとんど聞かれなくなった「搾取」という言葉がある。「搾取」とは、「搾り取る」という意味である。「無い知恵を絞って『討議資料』を書く」という場合の「絞る」は自発的な雰囲気があるが、油や牛乳を「搾る」時に使う「搾る」の場合、かなり強制的なイメージがある。「搾取」は、「血と汗を搾取される」として、労働者にとっては従来そのような意味で使われてきた。

では、今の労働者、我々が「搾取されている」と感じるのはどんな時だろうか。自分の賃金や待遇・労働条件を、同期入社仲間や他企業に働く同窓生と比べてみた時だろうか？ それとも、一生懸命やっているつもりなのに、上司から評価されずパワハラさえ受けるようなときだろうか？ 実は我々自身、日常は「搾取」なんて考えてもみないのが普通だろう。「搾取されている」などと労働者に考えさせる経営者は失格であり、普通の経営者であれば、労働者に夢と働きがいを持たせ、労働者から自発性と積極性を最大限に引き出すものである。「搾る」ではなく、「知恵を絞れ」「叱咤激励」「自分の成長と会社の発展は一体だ」と思わせるのである。

労働力の売りと買い それでも時々、「ブラック企業」と言われるような、安全にかける投資を節約して労働災害を起こし、人件費Ⅱ要員を節約して長時間労働による過労死をひき起こす企業がある。また、「まじめに働けば正社員になれる」と思わせて競争させ、5年の雇用契約が終われば「後は知らない」と放り出す超有名企業もある。これらの場合は「血と汗を搾り取る」イメージそのものであり、社会的に批判を浴びることもあるが、労働運動の弱さゆえ「労働者階級の憤激」にまでは至っていない。しかし「搾取」は本来、労働者がそう簡単に見破れるものではない。マルクスが言う通り、「賃金制度の基礎のうえでは、不払労働でさえ支払労働のように見える」（岩波文庫「賃銀・価格および利潤」86頁）からである。

今年7月の反合研の学習会で、「搾取はどのように行なわれているか」が議論になった。学習会での話だから、これからは少し理論的な話になる。まず、Aさんから「賃金が労働力の価値以下にしか支払われていないから（Ⅱ低賃金）」という答えが出た。「労働力の価値とは、労働者が生活を維持し、人間らしく生きるために必要な生活手段の価値で決まる」とは、昔、青年部時代に習ったとおりである。続いて、Bさんが、「10人でやる仕事を8人でやらされているから」と答えた。つまり「要員不足」ということだ。しかしこれは、「総額人件費を100万円にするところを80万円に節約するⅡ10万円×10人のところ、10万円×8人にするか8万円×10人にするか」つまり、「10万円支払われるところが8万円しか支払われない」ということと同じだから、Aさんの言う「労働力の価値以下」論と同じである。そこにCさんから「確かに賃金は、労働力の価値どおり支払われていないことが多いが、賃金が労働力の価値どおりに支払われていれば搾取はなくなるのだろうか。賃金が価値どおりに支払われていても搾取があり、その秘密を明らかにしているのがマルクスの理論だ」

という反論があった。

労働力商品の特殊性 商品は価値どおりに交換される（等価交換）というのが資本主義の建前であり、従って労働力商品も価値どおりに賃金として支払われるという前提でマルクスの理論も出発する（「資本論第四章貨幣の資本への転化」）。そして資本は原料・労働力などを価値どおりに仕入れ、完成した商品を価値どおりに販売してそれでも「剰余価値」（＝利潤）を引き出すのである。マルクスは「第五章労働過程と価値増殖過程」で「手品はついに成功した」と言うが、その種明かしこそ、労働力の価値と資本による労働力の使用の違い、労働力という特殊な商品こそが「労働力の価値」以上の新たな価値（剰余価値）を作り出すところにある。このように「搾取」は、学習をしないと見えにくい。

もちろん、「支払労働」（＝賃金）と「不払労働」（＝剰余価値）の割合（搾取の度合い）も労資の力関係で決まるから、労働側の力が弱いときは「労働力の価値以下」での売買となつて労働者の「窮乏化」は深まり、戦前「女工哀史」の時代には結核のまん延、現代では過労死・精神疾患・少子化その他の「労働力を破壊しつくす」社会問題となるが、「労働力の価値」どおりの売買であっても、資本主義社会での搾取はなくならないということが大事だ。

Aさん・Bさん・Cさんの議論を通じ、資本主義の「搾取を考える目」が広がり、面白い議論ができたと思う。少し難しい話で恐縮であったが、反合研の学習会ではこんな勉強をしている。関心を持たれた方ぜひ、反合研の学習会にご参加下さい。

『入門』読了 反合研では、昨年6月から一年以上かけて、岩波新書向坂逸郎著「資本論入門」の学習会を行ってきた。この本は向坂氏が1967年、「資本論」100年を記念して書かれたもので、昨年、アンコール復刊（780円）された。学習会は16回に及び、レポーターも9人が担った。参加者も多い回で10人（ほぼ毎回参加していたいた滝野忠さんを含む）、平均7・4人が参加。10回以上の参加者も滝野さんを除き7人に達した。途中、昨年の反合研合宿（長野筑北村）では、近隣在住の中澤秀行氏にも来ていただいて、「資本論入門」にまつわるお話を聞く機会を得ることができた。この場をお借りして滝野・中澤両氏に感謝申し上げたい。

最後の学習会は「資本主義的蓄積の一般的法則」で、資本主義に必ず付き物の「相対的過剰人口」＝失業・産業予備軍について学び、有名な「資本主義的生産過程の機構によって訓練され、結集され、組織される労働者階級の反抗の増大」まで勉強し、「資本論」が150年前この世にあらわれたのと同じ9月、学習会を終えることができた。

（森 勉）

統一と団結を守り、社会主義政党として存続するために

— 私 の 意 見 —

新社会党本部が、4月党大会で提案した「中期政策の補強」として、「ベーシックインカム」の導入をめざして下部討議に付している。「ベーシックインカム」について、本部の方針、その後8月に追加して配布された「討議資料」は、熟読すればする

ほど、その矛盾は明らかとなり、私は、9月29日開催された地元党市原支部の大会に、後述の「意見書」とほぼ同様の内容の「決議案」を提案した。

結果は「受け入れない」として採決さえされなかった。私は、この問題の討論を進め、次期党大会で採決されれば、党の組織的混乱、混乱、党内を二分する内部対立、不団結、離党を心配し提案したものであるが、「内部対立は起こっていない」という意見が出た程度で、主に私と鳩川支部書記長（党県本部書記長）の議論となった。鳩川氏は私にとっては最も信頼してきた同志であるが、「ベーシックインカム」については、彼の主張に同意できない。「ベーシックインカム」は、党の「中期政策の補強」として提案されているにもかかわらず、彼は「ワーキングプア等が増えている現状の中での『当面の方針』と受け止めているようだ。大会終了後、「チンピラ・ヤクザも楽になるな」「あんなもの賛成できないよ」「俺はあれが受け入れられればやめる」などの声が寄せられた。私の心配は的中している。

討議資料では、その財源を「消費税」に求めることも明記している。これまでの「消費税反対」を主張してきたこととの整合性もない。

私は、そもそも提案した中央執行委員会そのものが、十分な討論と意志統一ができていない、と受け止めている。従って、説明する人によって異なることも当然で、全党の意志統一は不可能だろう。現在まだ、不団結が表面化していないとしても、私が危惧するように、下部討論が進めば大荒れになることは必至と予測している。10月29日に党千葉県本部の定期大会が開催されるので、私は、以下の「意見書」を提出し賛否を求める。息子夫婦は飲食店をやっているので日曜日は忙しく、東京の娘に妻の介護をお願いして、久しぶりに県本部大会に参加する決意でいる。（山下 俊幸）

◇資料◇

本部方針「中期政策の補強討議案」の撤回と、

下部討議の即時中止を求める意見書

新社会党千葉県本部は10月29日、定期大会を開催する。千葉県本部からは中央本部に長南書記長をはじめ数名の同志が重職を担っていることに敬意を表します。

さて、新社会党は1996年の結党以来、社会党（社民党）が社会主義を放棄し、日米安保条約・自衛隊・消費税、更には日の丸・君が代を容認し、小選挙区制を推進するなど、重大な過ちを犯すなかで、全党員一致結束し社会主義政党として誇りをもつて活動してきました。

私は結党以来の党員でありながら、当初は国鉄闘争に没頭し、その後、地元で党活動に専念しようと考えていました。しかし、妻が病に伏して5年、買い物、洗濯など家事、病院への送り迎えや老々介護、高齢化によると思われる自らの体力の低下もあり、党の行動に何ひとつ貢献できず、同志の皆さんには常に申し訳ない、と心を痛めてきました。単なる党費を納め、毎月の党学習会・会議に参加し、時には地区労などの諸行事で党を代表してあいさつする程度の「非活動党員」ということになりました。

そんな私がこのような意見書を提案をすること事態、その資格が問われることを重々承知しています。これまでは、社会主義を学び、党本部、県本部方針に何ひとつ疑

問を持つこともなく党を信じ、党を愛し、党員であることに誇りさえ持っていました。たとえ、日常の党活動が不十分でも、許されるのであれば、生涯社会主義を学びつづけ、新社会党の党員としてありたいと願ってきました。

しかし、現在、新社会党は社会主義政党として、結党以来最大の組織的危機に直面していることに大変心配しています。それは2017年4月開催の新社会党第22回定期大会で提案された、「中期政策の補強討議案」の中心的テーマ「ベーシックインカム」の導入を党の方針とする、というものです。私は大きな衝撃を受け、党に対する信頼は失墜してしまいました。

党の綱領『21世紀宣言』（2002年7月13日、第7回定期全国大会決定）では、冒頭に「私たちの目標は、憲法を基に平和・人権・民主主義を確立し、平和革命によって民主的な新しい社会主義社会を実現することにあります」とし、中期的政策として―憲法を生かす連合政府をめざして―を明記している。

私たちの現在の勢力では「憲法を生かす連合政府」を直ちに樹立できるという展望は見えていません。そうした中で党本部は「中期政策の補強」の中心的テーマとして「ベーシックインカム」の導入を提起した。「ベーシックインカム」の導入をめぐる本部分針、討議資料、また、推進の立場から『科学的社會主義』誌（2017年3月号）で上野義昭氏の論文が、問題点の指摘として『社会通信』（2017年9月1日号）で原野人氏の論文がまとめて掲載されている。また、『みらい』（2017年8月号）では、細川正氏の長文の批判的論文が掲載されている。すでに「ベーシックインカム」についての推論、問題点、批判論は理論的に出尽くしていると思われるので、本意見書は、理論的批判というよりも党への信頼と、党員としての誇りを失ってしまうこと、新社会党の組織的混乱、混乱、党内を二分する内部対立、不団結、党の弱体化、離党などを心配し、党の一致結束を維持するため、そして何よりもこれまで熱心に新社会党に期待し、支持し応援して頂いた方々に対して混乱を引き起こすことを憂慮し提起するものである。

記

1、『21世紀宣言』が決定された2002年7月13日から15年、基本的情勢、階級対立は変わっていない。今も資本主義社会であること、労働者階級の窮乏化、階級対立が無くなったわけではない。「憲法を生かす連合政府」も当面、実現する状況にはない。

2、社会主義を目指す政党として、「ベーシックインカム」は、どういう意味を持つのか、この政策によって社会主義革命を担いうる党員の拡大、党建設に役立つとは考えられない。

3、わが党の地方自治体議員、予定候補者が支持者、応援してくれる人に「ベーシックインカム」を理解させ、それによって支持者、支援者が拡大するとは考えられない。

4、社会主義は平和革命であれ、労働者階級の階級的思想の確立と階級闘争、そして社会主義政党の強化がなければ実現しない。総評の解散、連合が労働運動の主流、組織率17%という現状を考えれば、労働運動の再建・階級的強化は容易ではない。し

かし、わが党が社会主義政党として存在するかぎり、その事実には眼を背けてはならない。社会主義の実現のためには小手先の政策よりも、この課題こそがあらゆる闘いの中心でなければならない。

5、現役労働者党員が減り、OB党員の比率が高くなっているとはいえ、非正規労働者が40%に迫り、年収200万円以下の労働者も1000万人を超え、過労死・過労自殺、過労による精神疾患休職者が増え続けている今日、労働者の不満や不安は極限に達している。まさに労働者階級の窮乏化の現実である。他方、独占資本は2016年度の「内部留保」（利益剰余金）は、前年比約28兆円増加し406兆円に過去最高を更新している（財務省2017・9・1発表）。

6、現役党員は職場で、OB党員は現役党員を支えたと共に、憲法を生かす会、ユニオン運動や労働相談、大衆運動、平和運動などを通じて、大変困難な道であるが粘り強く労働者の組織化と社会主義者を育てることに集中し、職場や地域で無数の学習会を組織することである。三池の「向坂教室」、国労の労働学校や各党員自らの成長体験を思い出し自信を持ち、苦しい今こそ過去の運動に学び、再挑戦し再現に努力することである。

7、国会議員もいない、少数の社会主義政党で野党共闘にも入れない党が、仮に「ベールシクインカム」を世間に向かって提起したとしても、それによって党勢が拡大されることには結びつかない。

8、全国政党とはいえ、小さなわが党がなすべきことは、「ベールシクインカム」の導入の是非を巡って、内部論争の激化、混乱によって党内の不団結を助長し、支援者離れを引き起こしてはならない。党員の強固な団結と信頼を改めて打ち固めるために、本部の責任において「中期政策の補強」提案を撤回し、下部組織、党員間の議論を即刻中止する以外にない。

9、党が今なすべきことは、多くの党員がかつて育てられた、社会主義青年同盟、労働大学の再建強化に注力し、労働法制の改悪阻止、反原発、反戦、護憲運動など当面する課題を、共に闘う全労協、憲法を活かす会、全国地区労交流会、平和団体など大衆団体との友好関係を一層前進させ、党内の学者・理論家・運動家を総動員し、協力をえて総力を挙げて全国各地で労働学校、社会主義講座を定期開催することも必要である。

10、現在、次の国政選挙に向けて、全国各地で全野党と市民運動との共闘の実現に日夜奮闘されている。また、兵庫県本部は候補者菊池憲之氏を野党と市民の統一候補として擁立すべく奮闘し、事実上選挙闘争に突入している。こうした決意を全党が受け止め、党内の不団結をさらけ出す今回の「中期政策の補強討議案」は、中央執行委員会の責任で提案そのものを撤回し、党内議論を即刻中止し、兵庫県本部、ならびに菊池予定候補者に対する財政的支援はもとより、考えられるあらゆる支援活動を全党的に呼び掛け全力で取り組むことを訴えるものである。

おわりに 日本における社会主義運動を理論的・実践的に惜しみなく指導された向

坂逸郎氏、三池闘争を闘いその後、階級的労働運動の構築に努力された灰原茂雄氏、総評労働運動の階級的強化に尽力され、その後も労働者と共に労働運動の階級的強化に奮闘された岩井章氏など多くの諸先輩は新社会党の行く末を安じておられるだろう。

以上、本大会で採択し、明確な回答をお願いします。2017年9月29日

新社会党千葉県本部 執行委員長 秋葉 栄 殿

意見書提案者 市原支部 山下 俊幸

「働き方」改悪は貧困を拡大

―現代「日本における労働者階級の状態」(六)―

4、パワーハラスメント

厚生省によると「パワーハラスメント(パワハラ)」とは、「同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」という。

同省のパンフレットでは、①殴る蹴るなどの身体的な攻撃、②必要以上に長時間、繰り返し執拗に叱るなどの精神的な攻撃、③業務の過大な要求、④業務の過小な要求、⑤1人だけ別室に席を移す、送別会に参加させないなど「人間関係からの切り離し」、⑥交際相手について執拗に問うなどの「個の侵害」―がパワハラに相当する。法律上の規定はないため労基署や裁判所で認定されにくいという。

企業で働く1万人を調べた結果、3人に1人が過去にパワハラを受けたと回答。また、1回でも受けた人は6割超が「怒りや不満を感じた」「仕事への意欲が減退した」と答え、何度も受けた人に限ると「眠れなくなった」が4割近く、「通院したり、服薬をした」が2割超に上った。

佐川急便の仙台の事業所に勤務していた男性社員(当時22歳)が自殺したのは、上司のパワハラでうつ病になったのが原因だとして、遺族が労災と認めなかった労基署の決定を取り消すよう求めた訴訟の判決で、仙台地裁は2016年秋、自殺は労災だと認定した。判決理由によると、上司から足元にエアガン撃たれたり、つばを吐きかけられたりした。退職を申し出たが、引き続き仕事を要求された。2011年末にうつ病と診断され、その数日後に自殺した。エアガンで撃つなどはパワハラを超え暴力に等しい。(2017・5・15、東京新聞社説から)

5、空想的資本主義―「働き方の未来2035」なる報告書を厚生労働省のある懇談会が2016年8月発表した。これによると、約20年後には働く者は個人事業主として会社や職場から独立し、世界を相手に自由に能力を発揮できるといった夢物語が語られている。「法と経済学」の論法に従い、情報技術(IT)、や人工知能(AI)が市場コスト(取引費用)を下げるため、上位下達の企業組織は資本や経営能力や各種技能の間の対等な契約関係の束に分解されるという。

契約(市場)原理が社会を覆い尽くせば、職場の差別やパワハラ、大企業の専横などは雲散霧消するというが、格差や非正規層の不安定な身分、機械・IT・AIが職を奪う技術的失業はどう解決されるのか。2014年、財界首脳が米国流の解雇自由(労

働法の民法・契約法への解消）や解雇の金銭解決を主張して総スカンを食ったことがあった。現政権は「働き方改革」のために、こんなお粗末な報告書でも国民に売り込みたいのだ。・・・移民の単純労働も視野に入る。労働者が全て個人事業主になれば、過労死・過労自殺は自己責任で、低賃金は自己決定、偽装請負、違法派遣は合法となる。（竹田茂夫・法政大学教授・2016・11・3東京新聞）

- ・同一労働・同一賃金↓ガイドライン策定↓成果主義賃金制度の奨励。
- 高年齢者の就業促進↓定年の引き上げ↓年金給付額の切り下げ、死ぬまで働け。
- ・最低賃金の引き上げ、正規・非正規の賃金格差、男女間格差の是正は言葉だけで、事実としては黙殺。

安倍政権の経済政策の結果―大企業・富裕層のみが恩恵を受け、格差社会、利権社会、超弱肉強食社会が一層進むと警鐘―公共事業重視、具体的には実質賃金の低下。株価格の上昇で金持ちはより金持ちに、下落すれば年金基金がマイナス―年金の減額。年金、健保、生活保護制度の後退。介護保険料は過去最高（2016年度5352円に前年比175円増）、非正規労働者、ワーキングプアの増加になる。

V 1億総活躍社会実現（2020年目標）

(1) 「希望を生み出す強い経済」―名目GDP600兆円（2015年は500兆円）。

IMFが2016年4月12日発表した世界経済見通しでは、日本の2017年の経済成長率はマイナス0・1%に転落すると予測した。高齢化による働き手の減少、17年4月予定されている消費税10%への増税予定、新興国経済の減速が原因という。「中長期の成長見通しも弱い」とし、低成長の長期化は避けられないという。

これまでIMFは2017年で0・3%との見通しを発表していたが、日本の経済成長は限界。世界的にも減速し、2016年3・2%、2017年3・5%と予測し、下方修正した。―伸びきった身長は、更に伸びることはない―資本主義の限界。

所得（富）の再配分しかない―高所得者には増税。相続税・法人税は元に戻して増税すべき。

(2) 1億総活躍プランのポイント―スローガンはいいけど実現の道筋が見えない（2016・5・18発表、東京新聞）

安倍が最大のチャレンジという「働き方改革」は、まとめると「増税しました。解雇自由にします―正社員の非正規化、雇用の流動化を進めます。長時間労働を是正します―残業代無くなります。年金減らします。生活保護は減らします。配偶者控除無くなります―共働きして下さい。子供は産んでください。保育所はそんなに増やしません。保育士の待遇はほんの少しか改善します。法人税は下げます」ということである。

- ・働き方改革―同一労働同一賃金への指針を策定（今後労働契約法、パート労働法、労働者派遣法の改正が必要）。

希望出生率1・8の実現（2025年度目標）―保育士に月平均6000円、ベテラン人材に月4万円の賃上げ（2017年度から）この程度の賃上げでは焼け石に水。

学童保育など受け皿拡大の前倒し（2018年度末）

給付型奨学金制度の創設を検討。

介護離職ゼロの実現(2025年度目標)―介護・障害者福祉分野の職員に月平均1万円の賃金アップ(2017度)。介護ロボットの活用。

学生の就職や経験者の再就職支援の拡充。

GDP600兆円の実現(2021年度目標)―ビッグデータや人工知能を活用した産業活性化。

・農業の収益力を強化し競争力を高める。

・観光資源などの保全による外国人観光客の誘致。

「夢をつむぐ子育て支援」―目標出生率1・8(現状は1・5)

「保育園の入園落ちた。日本死ね」―2016年2月17日、ネットで話題に。安倍首相は「本当かどうか確かめようがない」と開き直り。待機児童は増加の一途。保育士の不足。「認可保育所などに今春4月入所を申し込んだゼロ歳〜2歳児だけで東京23区と10政令都市だけで3万3553人が落選した。(厚労省は2016年4月の全国の待機児童は2万3167人と発表していた)。ところが、厚労省は2016年9月2日、育児休職中の5334人、求職活動をやめている人4896人、認可外保育施設に通う待機児童と扱っていない825人など合わせると、昨年(2015年)4月時点で約1万人いるとし、潜在的な待機児童と合わせ約6万人と訂正。しかし、2016年4月時点で「待機児童は2万3553人、「潜在」的な待機児童は6万7354人と発表。

(3)待機児童と潜在的な待機児童の人数計―9万0907人

待機児童(認可保育所などに利用を申し込んでいるが、利用できていない)―2万3553人。保護者が育児休職中。保護者が求職活動を休止している。他に保育所があるが特定の保育所のみを希望している。自治体基準で設定された保育所を利用している。という「潜在的待機児童数」は、6万7354人。(2016・4・1現在厚労省調べ(2016・9・3東京新聞))

「ダブルケア」―育児と介護を同時に行っている人―25万人。8割が30〜40歳代で、働く世代に最も重い負担となっている。(2016・3・28総理府発表)

「貧困・ニートなどで結婚できない人が多い。」

※目標出生率の設定は憲法24条違反 「女性にとつて2人以上子供を産むことは仕事でキャリアを積むこと以上に大切だ」(大阪市立中学校校長)

「ママたちが一緒に子供を産みたいとか、そういう形で国家に貢献してくれたら」

(菅官房長官)

※かつて、(『週刊女性』2001・11・6号)で石原慎太郎は「女性が生殖能力を失っても生きていくつてのは無駄で罪です。生殖という「目的を達せない人」を「本質的に余剰なもの」といい、「存在の使命を失ったもの」とも言い変えている。(東京工大教授・中島岳志2016・10・27東京新聞)

子供を産む、産まないは、個人の自由、目標出生率の設定は出産の強要。

男性―低賃金では結婚はできない。

女性―安心して結婚できる相手がいない。

男女の平等度は世界145ヶ国中、101番目

(世界経済フォーラム2015年「ジェンダー・ギャップ指数」)

働く女性は2015年は30年前より2割増えているが、6割は非正規労働者(2016・3・6東京新聞)

・「安心につながる社会保障」―介護離職ゼロ(介護を理由に離職する人は年間10万人とされる)

・「介護士」「保育士」の賃金格差は歴然

調査対象	129業種平均	介護士	保育士
	33万3300円	22万3500円	21万9200円
129業種との差額		10万9800円	11万4100円
労働者数		67万9410人	22万2080人

(幼稚園教諭を含めると約47万人)

(厚労省・2015年賃金構造基本統計調査。介護士は調査では福祉施設介護員と区別。2016・5・2東京新聞)

・保育士に副主任制度、リーダー制度を導入して、経験7年以上で月4万円、経験3年以上で5000円増額する。(2017年から実施する保育士の処遇改善策が判明した。2016・12・17東京新聞)

・保育士の処遇―保育士は長年働いても昇給しにくく、離職の原因とされる。

※厚労省の調査(2016年3月時点)によると、私立保育所の常勤保育士の平均月収(年間賞与を含む)は、26万3513円。園長の52万3885円、主任の37万4449円との差が大きい。また、同じ立場でも私立は公立より低く、常勤の保育士で約2万3千円。主任で約6万8千円の格差がある。(2016・12・17東京)

長時間労働の是正―一億総活躍プランの柱の一つ

厚労省の調査(2016・5・18)で、「過労死ライン」の月80時間を超えて残業した正社員のいる企業が2割に上った。―残業時間が長い人ほど家事や睡眠時間が短くなる傾向にある。

厚労省は2014年に施行された「過労死防止法」に基づき、2014、2015年度の過重労働の実態を調査。企業1700社と正規・非正規の労働者2万人を調査した。企業への調査では月80時間を超えて残業した正社員のいる企業は22・7%。業種別ではITなど情報通信事業が22・7%。残業の理由は業務の多さ、不規則な顧客ニーズへの対応などが多かった。

正社員への調査からは、残業が長い人ほどストレスや疲労蓄積度が高い。過労死ライン並の週20時間以上残業している正社員の疲労蓄積度は「高い」「非常に高い」を合わせて72・5%になる。

4、安倍首相の「働き方改革」「生産性向上」を前提に「同一労働・同一賃金」の提唱は欺瞞

「同一労働・同一賃金」は仕事の内容が同じなら、賃金も同じという意味。欧州で

はすでに浸透している。日本では正規労働者に対するパート労働者の賃金は、フランスの89%。ドイツの79%に比べ、日本は57%。

日本でも「パート労働法」や「労働契約法」で差別的取扱い、待遇の不合理的を禁止する均等待遇の規定はあるが、格差は大きい。法律の実効性を持たせること、対象者の拡大が必要。自民党は賃金格差を欧州並みの水準に縮めることを掲げ、「昇給制度の導入」「手当や厚生複利の格差是正」「最低賃金の全国平均を時給1000円に引き上げる」とする提言をまとめた。

しかし、まず、非正規労働者の正社員化をすすめるべき。

2015年労働者派遣法の審議で野党は「同一労働同賃金推進法案」を提出したが、骨抜きにした経過がある。

VI 劣悪な環境のバス事業労働者

1、ストライキで反撃開始

・川崎臨港バス36年ぶりストライキ 川崎臨港バス交通労働組合(川崎市・組合員数750名)2016年12月4日の始発から、終日ストライキを敢行。同社では、先月から労働条件に関する労使交渉である「秋闘」がスタート。最大の争点は「中休勤務」であった。「中休勤務」とは厚労省が定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」でバス運転手の拘束時間を1日16時間、週71時間半まで許容。同基準は、「バス労働者の労働条件を改善するため」としているが、むしろ長時間労働を容認している。組合は、拘束時間の短縮、「中休勤務」の増加反対(週1回から2〜3回に)、つまり、これまで2人を要した仕事を1人にするという大合理化。

2000年以降「規制緩和」のありを受け、バス事業は過当競争の渦中にある。北海学園大学の川村雅則教授によると、かつて、全産業平均を上回っていた年収は、2015年で427万円と、全産業平均の548万円の8割未満に15年で120万円以上下がり続けている。バス労働者は慢性的な人手不足。安い賃金、変形労働時間で不規則勤務。労働条件が悪く、安全上問題あり。

厚労省の全業種を対象とした統計によると、半日以上のスライキ件数は1974年の5197件をピークに、減り続け、昨年(2015)年は、わずか39件。

関西大学の森岡孝二名誉教授は、「80年代の労働戦線の再編と企業による労組取り込みによって、日本はストがほとんどない特異な国になった」と指摘する。(2016・12・6東京新聞)

(山下 俊幸・つづく)

原点にもどり社保改悪の反対運動を

ーベーシックインカムは貧困を拡大ー

社会保障削減の税制改悪 私たちは、貧困と格差の解消を求め、さまざまな社会保障の制度改善の要求を行ってきたが、政府はその財源確保に、消費税増税法を制定。名称を「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」という、いわゆる「社会保障・税の一体改革」だ。

消費税率の引上げ増収分の全てを社会保障に充て、お年寄りも子供も、現役世代も

将来世代も、みんな安心・活気ある社会をつくるという。これは、2012年8月、民主党政権の時に、民主党と自民党・公明党との3党合意で成立。当時の野田内閣は、この法の意味と影響をどこまで理解していたか。官僚の意向に流されただけでは？

相次ぐ社会保障削減 そして、2012年12月、衆議院総選挙で、安倍内閣が誕生するや、「社会保障改革」の名の下で、猛烈な社会保障削減が加速された。2013年8月から生活保護費の引き下げが断行され、生活保護の申請を厳格化する等改正生活保護法が2014年7月施行。2013年、老齢・障害・遺族年金の引き下げ、母子世帯等の児童扶養手当や障害のある子への手当の特例水準も減額された。

社会保障改革の手順・工程表を示す「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（プログラム法、2013年12月成立）にもとづき、2014年6月急性期病床を削減する、安上がり医療・介護提供の体制づくりを目的とした「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療・介護総合確保法）が成立。「患者追いだし」、「安上がり介護施設や在宅医療へ」の作戦だ。

2015年5月には、2018年度からの国民健康保険の都道府県単位化等を定めた「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立。医療・介護の給付抑制と負担増、徴収業務外部委託がすすむかの傾向も。

今年5月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立、「保険外し」と地域の有償・無償ボランティアによる安上がり介護へ。2018年の介護報酬改定では大幅に報酬単価が引き下げられるといわれているが、介護職員不足や介護事故の増大、ストレスからの利用者への虐待の増大が懸念される。**消費税は貧困をふやす** 他方、安部首相は選挙の度に、人気取りのための消費税率引き上げを延期。この間、「増え続ける社会保障費を賄うためには消費税の増税しかない」と、マスコミ等で宣伝をくり返し、「社会保障財源Ⅱ消費税」と思い込ませながら、消費税の増税の再延期を口実に、社会保障の削減を加速させてもきた。

消費税は極めて逆進性が強く、富める者がますます富み、貧しい者がますます貧しくなる究極の不公平税制だ。貧困や格差はさらに拡大し、そのために社会保障支出を増やさなければならぬ。増税ができれば、社会保障費を削減しなければとなる。消費税を社会保障財源にするには無理がある。不要不急の公共事業費・防衛費等を削減し社会保障費に回す、消費税を廃止する。そうしなければ低所得者は生きられない。

法人税率引き下げ中止で、消費税率10％への引き上げ等は不要となる。消費税が、所得税や法人税を追い抜き、国税のトップに躍り出ているのは異常だと思う。

法人税率は40％から23・2％へ なのに、安倍政権は内部留保を溜め込んでいる大企業を優遇。成長戦略の一環とし、消費税導入時（1989年）40％だった法人税率を、2016～7年度は23・4％、2018年度は23・2％へ引き下げるとも。（財務省HP）財務省統計も、消費税の増税分の殆どが法人税の減税の穴埋めに使われていることを示し、法人税減税は消費税増税とセットで、社会保障充実には増収分の1割～2割にすぎなかった。今、なすべきことは大企業や富裕層への課税強化、これしかない。

個人的金融資産も狙う ところが、安倍政権衆院選公約の「消費税増収分で全世代型

社会保障に転換」「教育無償化などで少子高齢化に対応」について、財界は、高齢者偏重の社会保障制度を子どもや若者世代重視に再構築するため、高齢者の金融資産を若年層に移転促進する税制措置を求め、自民党若手議員は幼児教育と保育料の実質無料化は「税でなく『こども保険』徴収で」と提言。高齢者の生活のための貯蓄や年金から、さらに保険料を取り上げるというのだ。「教育国債」発行案も浮上している。

生存権の侵害 空前の裁判運動 安倍政権下で相次いで行われた社会保障給付等の引き下げは生存権の侵害で憲法25条違反だ、当事者が声を上げ始めている。2013年の生活保護基準引き下げに対する行政機関への不服審査申し立ては全国一万人超。生活保護基準の引き下げを違法とする行政訴訟提起も原告は900人へと続いている。年金給付の引き下げについても、12万人を超す審査請求と、年金減額処分を取り消し訴訟が全国各地で提起され、原告は4000人超。社会保障史上空前の裁判運動となっているという。これらに学び、当事者を励ます活動が、今、求められている。

「ベーシックインカム」?! こうしたなか、新社会党が中期政策の補強で、「ベーシックインカム」導入を検討している。討議資料によれば、「生活保護も年金も制度として一体化したうえで『ベーシックインカム』を導入し、全部税金で賄います。そして金持ちにも貧乏人にも『ミーンズ・テスト』なしに、月額10万円程度を給付します。」とする。現在の生活保護の月額額は、60歳・東京23区・障害等級一級、住宅扶助約5万円含め約15万円他介助費等も。月額10万円程度を給付」では激減となるがどうか。厚生年金も大多数が大幅減額となる。失業給付も激減だ。

なぜ「お金持ちも」となるのか、読み進めると、ベーシックインカムからお金持ちを排除しようとする、『恥辱感(ステイグマ)』を伴う『ミーンズ・テスト』が必要になる、申請抑制を防ぐためにも、金持ちを排除せず」と説明している。驚きだ。

生活保護切り下げと私たちの生活 日本の生活保護制度について、国連の社会権規約委員会が2013年5月17日、『申請手続の簡素化』『ステイグマの払拭』『ステイグマを解消する目的で、住民の教育を行なえ』等を日本政府に勧告している。これら国連勧告を世論に訴えながら、生活保護申請手続きは、本人だけでなく、地域で一緒に見守る支援者の同行等を工夫することが大事。生活保護で暮らす友人の助言だ。

同時に宣伝すべきことは多々ある。生活保護基準は、自治体のいろいろな減免制度の適用基準と連動する。生活保護基準が引き下げられると、低収入なのに課税される世帯が増えることになり、地方税の非課税の適用基準も、生活保護基準に連動する。就学援助や国民健康保険の減免等を受けられない世帯が増えたりもする。

生活保護を利用してなくても、これらの減免制度を利用している低所得世帯は多い。最低賃金も「生活保護と整合性をはかる」となっており、生活保護基準の額と連動しているため、最低賃金が切り下げられ、労働条件が悪化する。さらには、労働条件全体の大幅な悪化をまねき、消費が落ち込み、景気・雇用状況が悪化する。

低所得世帯は減免制度が使えず支出増、賃金や生活保護費引き下げにより収入減にもなり、その分、生活費の支出が減少する。これらのことも世論に訴えながら、生活保護を自らの問題として考える輪を拡げていく。これらの活動も必要ではないか。

「現物給付」「現金給付」 気になるのが「現物給付」「現金給付」のとらえ方だ。現在、介護保険サービスの給付は、医療保険の「現物給付」と同様に見えるが、老人福祉法11条（著しく困難な高齢者に対し、市町村が措置入所）等の例外もないではないが、2000年制定の介護保険は、「措置制度から事業者との直接契約」へ制度変更がなされ、「現物給付」から「現金給付」にかえられてしまった（介護保険法第41条）。

その後、介護保険法を範として「障害者総合支援法29条」、「子ども・子育て関連3法11条」「児童福祉法27条」等も、措置から契約へ、「現物給付」から「現金給付」へとほとんど変えられた。「現金給付」となった介護保険は、「混合介護」解禁や民間保険も入りこみ、市場原理・景気浮揚策最優先の仕組みへと、新たな矛盾が生み出されている。

その現場の矛盾を直視し、資本主義の論理に呑み込まれない、国と自治体が責任をもつ社会保障へ、憲法25条の権利を求め、憲法25条をつくる力に繋げたいと思う。

財源に消費税とは 「消費税廃止」を宣言する新社会党が、ベーシックインカム導入に「必要な税金を担税力のある資産家や富裕層から相応の累進課税で取り上げて、それでも不足するなら初めて『共助の論理』に従って国民が消費税によって均等に負担し：」としている。同資料は「社会連帯を回復するために、全員が受給者となる普遍的福祉、ユニバーサルな福祉に転換を図ります」とも述べ、その論理が『共助の論理』に従って国民が消費税：」へと導かれていくのかと思ったり：、怖くなった。

労働者や市民をだます希望の党が衆院選公約で「ベーシックインカム」を、テレビやネットで図解入りで紹介しつつその政策に掲げ、ホリエモンが賛同しているのは当然だが、社会主義社会をめざす新社会党の中期政策にはなりえないと思う。（宮本 嘉峰）

◇読者からのおたより◇

北海道から さよなら原発！ 新得会会報29号送ります。北海道では野党3党が統一候補で闘います。希望の党公約に「ベーシックインカム」の導入検討が出てきました。ホリエモンも賛同しているようです。資本主義社会、搾取の本質を忘れないことが重要ですね。（新得・佐野周二）

岩波文庫の『宣言』は100刷 来年は『宣言』170年ですね。岩波文庫の『宣言』は100刷りが出ます。最後に向坂ゆき夫人にお会いした時（2006年5月7日）、『宣言』は先日改版され、良く出ているんですよ。誰が読んでいるのでしょうかね。」と言われたのを思い出します。選挙もあり、お忙しいと思います、体調気をつけてくださいね。（松本市・中澤秀行）

10月11日（水）福島原発避難者訴訟原告団 結審日11時〜 決起集会 八幡宮会館

全国で原発事故被害と闘うみなさま、そして支援者のみなさま、関係するすべてのみなさまへ、忘れもしない、あの日：。原発事故が起きた2011年3月11日。その翌年、2012年12月3日。私達は全国初の原発事故避難者が集団で東京電力を訴える訴訟団として、福島地裁いわき支部に裁判を提訴いたしました。あれから5年10か月。いよいよ結審の日を迎えます。

これまでの道のりは大変厳しいものでしたが、全国からの激励と支援の力に支えられて、私達も頑張ることが出来ました。心からの感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。

今回は、第1陣（1次2次原告）の結審日です。そして来年2018年3月22日に判決日を迎えます。日々の活動にご奮闘の皆様には、お忙しいところ恐縮ですが、ご都合のつく限りのご参加ご協力をお願い申し上げます。なお、裁判は第2陣（3次4次5次6次原告）第3陣（7次原告）と続きます。どうぞ今後とも、皆様の「ご支援をよろしくお願い申し上げます。

（福島原発避難者訴訟原告団 団長 早川篤雄・國分富夫）